

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することにより、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間)

第2条 法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者は、第1号に掲げる区域において、第2号に掲げる期間は、同条第3項に規定する住宅宿泊事業を実施してはならない。

(1) 区域

ア 別表第1に掲げる市町村の区域における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の区域

イ 別表第2に掲げる市町村の区域における都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域

ウ 別表第3に掲げる市町村の区域における学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。次号イにおいて同じ。）の敷地の周囲100メートルの区域

(2) 期間

ア 前号ア及びイに掲げる区域にあつては、月曜日の午前0時から金曜日の午前12時までの期間のうち休日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項第2号から第4号までに掲げる日をいう。ウにおいて同じ。）を除いた期間

イ 前号ウに掲げる区域にあつては、各学校の休業日以外の期間

ウ 前号ア又はイに掲げる区域であつて、かつ、同号ウに掲げる区域に該当する区域にあつては、月曜日の午前0時から金曜日の午前12時までの期間のうち休日を除いた期間

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

市	那覇市 宜野湾市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 南城市
町	北谷町 与那原町 南風原町 八重瀬町

別表第2 (第2条関係)

市	那覇市 宜野湾市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 南城市
町	北谷町 与那原町 南風原町 八重瀬町

別表第3 (第2条関係)

市	那覇市 宜野湾市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 南城市
町	嘉手納町 北谷町 西原町 与那原町 南風原町 竹富町 与那国町
村	大宜味村 恩納村 読谷村 渡嘉敷村 座間味村 渡名喜村 北大東村

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、住宅宿泊事業法の規定に基づき、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。